

- 1 会議名 議会運営委員会
2 日時 令和2年10月9日(金)
開会 午後3時
閉会 午後4時51分
3 場所 正・副議長応接室
4 出席委員 (委員長) 須藤智子、(副委員長) 大野慎治
(委員) 谷平敬子、井上真砂美、榊谷規子
5 欠席委員 なし
6 出席議員 梅村均議長、鬼頭博和副議長、水野忠三議員
7 事務局 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕
8 委員長あいさつ
9 議長あいさつ
10 協議事項

(1) 9月定例会の振返りについて

大野副委員長：常任委員会審査における委員間討議中に委員外議員(紹介議員)が発言を求めた。質疑中であれば理解できるが、質疑も終結した委員間討議中は許可がなければ難しいのではないか。

須藤委員長：質疑の時であっても諮った上での許可が必要。

梅村議長：規則に規定されている。

大野副委員長：委員間討議中に発言の許可を求めるのはどうかと思う。

榊谷委員：委員間討議だからこそ発言したいという申出を全て断って良いのかなと考える。

大野副委員長：休憩を取って発言するならまだしも、審査中の発言となると会議録にも残る。委員間討議中は控えていただきたい。

梅村議長：控えてほしいが、発言の申出がされて、委員会で諮ったところ認められれば、委員外議員の発言を認めるという解釈か。

大野副委員長：絶対にだめだとは言わないが、原則として控える。

榊谷委員：どこかに明記されているか。

大野副委員長：特に紹介議員は、質疑中であれば、発言の許可を得て、どの場面でも補足説明できてしまう。討議中はない。

榊谷委員：質疑中は必要ないと思って発言を求めなくても、委員間討議の中で発言したい議員もあるのではないか。発言を控えるのであれば、明記しなくてはならない。

井上委員：委員会の意義が重要なのでは。特に総務、厚生はそれぞれに議員が分かれて構成されている。委員外議員がどんな場面でも発言出来て審査

に影響するならば、何のために議員は各委員会委員に選任されているのか。
榊谷委員：会派に属していない議員は、どちらかの委員会にしか所属できないため、発言する場がなくなる。

須藤委員長：会派に属さない議員のために発言の場を設けるということか。

大野副委員長：議案は、原則として所管する委員会へ付託されているのである。根本として付託の意味がなくなってしまう。

榊谷委員：先の特別委員会において鬼頭副議長は委員外であったが発言を認められしばらく発言されていた。

井上委員：木村議員も委員外議員として発言されていた。

梅村議長：今、議論しているのは委員間討議中の委員外議員による発言についてである。

大野副委員長：委員間討議中は原則発言を控えていただきたい。

井上委員：「原則控える」で良いのか。

大野副委員長：議長は良い。

大野副委員長：文章を考える。「控える」ということを合意いただき、文章は考えさせていただく。

須藤委員長：文案は大野副委員長に任せる。

議会事務局長：確認であるが、認める場合は多数決によるところか、1人でも反対があれば認めないのかどちらか。そこも含めて明文化できればと考える。

梅村議長：「原則発言を認める」との表現であれば、委員外議員が発言を控えるのは当たり前であるので、申し合わせも必要ないのではないかと。

大野副委員長：当然に発言出来るという議員もあるのではないかと。

須藤委員長：他にあるか。

榊谷委員：一般質問において通告要旨以上の質疑は良いのか。具体的には「心境を問う」というだけの要旨に対し、丁寧な質問と答弁が10往復以上繰り返された。

須藤委員長：難しいのではないかと。

梅村議長：質問通告内容の範囲を超えた質問はできない。関戸議員の通告内容がその範囲を超えていたかどうか。要旨と議員が行った質疑が範囲を超えていたかという範囲内でないか。

大野副委員長：原則として、通告したものからの質疑数としては2、3問であると思う。以前の議会運営委員会でも要旨を細かく挙げていくことは決まっていることである。

須藤委員長：おおざっぱに書いたのではないかと。

梅村議長：市長個人のことを問うので、なかなか細かくは難しかったのではないかと考える。

榊谷委員：一般質問時間の後半で行われた公約 5 項目を順に聞いたのはやり過ぎではないかという意見があった。

梅村議長：様々な意見が出たので、関戸議員には、具体的な要旨になるように伝えておく。

井上委員：一般質問の要旨を通告した後に市長が選挙立候補を表明されたため、その後に控える一般質問という形で難しかったのも事実である。新聞記事で見聞きすることよりも要旨の通告期限が早かった。あの様な状況でどこまで問うのか難しかったのでは。

大野副委員長：いずれにせよ今後は気を付けていただいて、市民のことを考えて要旨に沿った通告にしようということでしょうか。

須藤委員長：そこまで規制すると要旨を通告できなくなる。通告していないことを質疑していることも、これまでも見受けられる。

梅村議長：それはないかと思う。

榊谷委員：以前は大雑把に「～について」という表現が多かったが、議運で表現に気を付けるとして確認してきた。

須藤委員長：なぜ「～について」はいけないか。

井上委員：その辺りが曖昧であって、最初は大雑把に通告していたら「細かく書くように」と指摘があった。議員によってはかなり大雑把に通告されている人もいる。むしろ、先の選挙で初当選した議員程守っていたりする。

須藤委員長：その点は申し合わせでないか。

梅村議長：完全なルール化まではしていない。要旨を市民が理解して、傍聴意欲が湧くような要旨内容に努めてもらえればと考える。質問によっては事前に出しにくいものもあつたりするので、かちっと固めずに運営されてきた。

井上委員：他会派から指摘されることもある。細かく示すように努めているが、他の議員で大雑把な要旨も見受けられる。

梅村議長：今まで通り、具体的に通告していきましょうという確認で良いのではないか。通告にあった「心境」は、市長が考えていることと取れるので、範囲内といえるのではないかと考えるが、委員から意見があったということで、当人に伝えるということで良いと思う。通告外のことを質問するのは間違っている。通告範囲内で一般質問は行わないといけない。

議会事務局長：要旨を具体的にさせていただくことで、執行機関も所属毎の割り振りの際に助かる。細かく記載いただくとありがたい。

須藤委員長：「～について」で執行機関は分かると思う。

議会事務局長：答弁が所属をまたぐ場合がある。具体的でないで割り振りの際に執行機関が迷う場合があるそうだ。

梅村議長：市議会によっては通告後のヒアリングは行わないようだ。そういった意味でも細かく書いた方が良いのではという意見も聞かれた。

須藤委員長：他にあるか。

大野副委員長：請願審査で意見の一致が見いだせない場合を整理した方が良い。他の市議会は委員から整理するような声が挙がる。最近では請願1件につき1時間程度の審査となっている。請願が多い定例会もある。

須藤委員長：各委員長の運営で仕切っていけば良いのでは。

梶谷委員：他市議会は動議が出されることもあるようだ。

須藤委員長：他にあるか。

大野副委員長：審査案件によっては、陳述人が来庁されたとしても順番を入れ替えて、議案を先に審査した方が良いと思う。今後も議運に諮らせていただくこともある。

須藤委員長：各委員会が委員長の元で判断すれば良い。

大野副委員長：ご相談させていただく。

須藤委員長：他にあるか。

梅村議長：本会議の討論の場は、発言者が賛成か反対か立場を明らかにしなければならぬが、本定例会中に曖昧な発言があった。

井上委員：請願審議の際のことと確認する。

須藤委員長：他にあるか。

井上委員：本会議と委員会の質疑の違いについて、本会議はどの程度の質疑をして、委員会はどの程度の質疑を行えば良いのか。

須藤委員長：決まりはない。数字的なもののように執行機関が調べなくてはならないものは委員会。

梅村議長：大きな違いとして答弁する人が違う。本会議は部長が答弁する、委員会は所属長である。そこにはそれぞれの役割がある。そこを踏まえて質疑する必要がある。

井上委員：本会議で尋ねるべき質問かというものもあったりする。

梶谷委員：本会議は主に各部の部長が答弁されるが、市長、副市長、教育長という三役も控えてみえる。市政の方向性を問うものは本会議と伝え聞いている。逆に細かいものは委員会で質疑するものと聞いてきている。

井上委員：そうであろうと思うのだが。

梅村議長：具体例があったら協議の場に出していただきたい。

井上委員：「これは委員会で聞くのが本筋ではあるが、この場で聞きます。」
として本会議で質疑を行う議員もいる。

大野副委員長：所属する委員会に付託されない議案などは聞いてしまうこともある。

須藤委員長：特に明確に決まりはない。確かに細かい質疑が本会議場で行われることもある。

梅村議長：その点を部長に確認したいときもあるようで、なかなか難しい。

須藤委員長：期数の長い議員が短い議員に対して、委縮するような発言は良くない。

井上委員：指摘のようなものはある。

須藤委員長：他にないか。

須藤委員長：ないようであるが、請願第4号は請願に該当したか。意見陳述の中で議員に対する誹謗中傷とも取れるものがあつた。

梅村議長：書面が提出された時点で受理した。審査の中でやり取りがかみ合わない部分もあつたが、市民が提出された請願であつて形式的要件に合致すれば取り扱うものとする。あまりに議論が逸れてしまうのであれば、逸れてしまわないよう止めながら審査を行っていくのではないかと考える。

須藤委員長：場合によっては考えないといけない。

梅村議長：請願には紹介議員の署名が必要であり

須藤委員長：今後も危惧される。

梅村議長：陳情の場合は、要綱で、委員会へ送付しないものとして列挙している。請願も今後は明記していかなければならないかもしれない。

須藤委員長：他にないようなので次の議題とする。

（2）令和3年度当初予算（議会費）について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

須藤委員長：議会広報研修会の出席者負担金が8名分であるが、委員は何人であつたか。

議会事務局統括主査：規定により、創政会から2名、他の会派から1名ずつの計3名、会派に属さない議員の2名、そして研修会に随行する事務局職員1名の合計8名分の予算要求で、委員としては全7名である。

大野副委員長：犬山市議会が委員会放映を外部委託していると聞く。今後、12月定例会は事務局にて録画等の作業が加わるがあまりに負担であれば外部委託も検討していかないとはいけない。特に3月、9月の委員会は負担が強いられると思う。

井上委員：報酬はどうであるか。

議会事務局統括主査：今年度の期末手当のことかと思うがどうか。

井上委員：予算の議員報酬のところである。

梅村議長：議員報酬であるならば議員からの提案となるが。

須藤委員長：期末手当に関しては人事院が勧告するので、それを尊重してきている。

(3) 開会前におけるHPへの議案のあり方及び内容について

梅村議長：推進協議会でも話をしているが、議案についてはこれまで開会日の議案上程に合わせてホームページへ載せてきた。推進協議会では開会前でも良いのではという確認をした。現在載せているものを議運が終わったら載せていくことでどうだろうか。

大野副委員長：一般質問の通告に合わせて載せていくということかどうか。事務局はどうであるか。

議会事務局長：補足説明させていただく。議案等の事前公開しているのは、38市中で27市である。公開の時期は市議会によって議運終了後、告示日というように違いがある。その点も決めていただかなくてはならない。まずは付議事件名のみを載せておいて各議案は開会日に載せるなどいろいろとある。条例議案のみ、予算議案のみと載せ方も様々である。事務局として可能な限りは努力する。

大野副委員長：事務局には可能な限りで、告示日以降に載せるということが良いと思うがどうか。何日前とか具体的なことは決めずに可能な限りで良いのではないか。何回か回数を重ねるうちに自ずと決まってくるのではないか。

梅村議長：全員協議会が終わったら載せていくということは。付議事件と各議案を別のタイミングとなると二度手間になるとも思う。支障があつてはいけないが。

大野副委員長：遅くとも開会日前日まででも良いのでは。

議会事務局統括主査：これまで議案は、開会日の議案上程に合わせてホームページに載せてきた。議案綴りが議員に配付されるのが、全協が終わった後の告示日である。議案綴りが議員に配付されるまでは事務局も議案綴りを事前にいただくことも出来ない。議案をデータでいただくのも少なくとも議員に議案綴りが行きわたった後である。全協後の掲載は議員に議案が示される前の情報提供にもなる。告示日以降でないと難しいと考える。また、追加議案についても最終日に議案綴りをいただいたり、最近は早くいただけるがそれでも最終日前日である。追加議案のデータも議案綴りをいただく前にもらうというのは難しい。

大野副委員長：できる範囲で良いかと思う。

(4) 資料要求の在り方について

梅村議長：資料要求の在り方について皆さんの意識を統一いただきたい。今回の決算証書類審査中の要求で、結果として大量の枚数の書類を提出した部署もある。閲覧で済むものであれば閲覧で済ませていただきたい。執行機関が持ち得ていない資料を請求されているケースもある。担当課に確認をしてから資料要求の申請をいただきたい。これらの点を統一していきたい。

議会事務局統括主査：議長がおっしゃられたように議員と担当課で書類確認いただかないと議員が求めた書類と担当課が用意した書類がミスマッチであったということもある。議員にとっても不利益になってしまうし、執行機関も二度手間となってしまう。資料要求書をいただいてから執行機関へ書類を依頼するのだが、書面だけでは執行機関に話が通じないこともある。また、若手職員からは、依頼された書類が存在しないと「これから作成すると希望日時に間に合わない」との声も聞かれる。よってヒアリングをしていただけるとお互い助かるかと思う。

議会事務局長：書面で持って担当課が百枚を超える資料を用意して、それが本当に全て必要だった書類かどうか判断しかねることも見受けられる。執行機関側の負担もあるが、今回、証書類審査の3日目が金曜日であったが財務常任委員会のために資料を揃えるとなると2日間しか期間はない。よって、書類を特定して依頼いただきたい。資料要求以外のところで閲覧したいものがあるならば証書類審査中は担当課長も自席に控えているので、お話いただければ閲覧できるし、必要であればコピーも可能と考える。

須藤委員長：書類が分からないときは担当課から議員に言わないのか。

井上委員：直接言われたほうがわかりやすい。要求して良いのかわからない。

大野副委員長：資料要求前に担当課と話をして書類を特定し、要求の際の書類の名称も確認している。担当課が二度手間にならないよう確認している。先に聞くのが大切と考える。

須藤委員長：百枚を超える書類を担当課は用意したのか。

鬼頭副議長：そのとおりである。

大野副委員長：その百枚を基に質疑したかどうかは疑問である。

須藤委員長：本来は資料請求したらその質問をするものではないか。

梅村議長：資料で確認したら問題なかったということも有り得る。

大野副委員長：資料要求を受けた担当課からしたら、資料を出して質疑も何もなく済んでいったら何だったのかとならないか。普通は事前に一般質問

に必要ななどと伝えるが。

議会事務局長：今、言われたようなやり取りはなかったようである。書面のみのやり取りで用意した書類が結果として百枚を超えたということである。

大野副委員長：書面で要求した資料のうち、実際どこの部分が欲しいのか分からない方は、全部用意しないといけなくなる。

柘谷委員：疑問に思った担当課も普通は聞いてくるのではないか。今回の証書類審査に担当課は来なかった。

梅村議長：議員が呼んでいないのだと思われる。

須藤委員長：いつも会計課長と二人いるが、必要とあれば担当課を呼んでもらう。

梅村議長：共通意識としてお願いしたい。

(5) 録画中継における要綱について

梅村議長：資料に基づき説明

梅村議長：議会広報委員会にて議論いただいたが、委員会議論で取り上げられたところは何かあったか。

大野副委員長：特になかった。

梅村議長：第6条第2項の録画を5年間残すことについて現実的には可能か。

議会事務局統括主査：以前はホームページ上での容量負荷が掛かっていたため1年分載せて消していた。しかしY o u T u b eを媒体としており容量的な負荷が掛からなくなった。こちらのサーバ容量に影響はない。

須藤委員長：本会議の議事録は、どれくらいの期間を確認できたか。

議会事務局統括主査：システムを利用して平成8年分会議録から閲覧可能である。

須藤委員長：要綱の中身に問題はないか。

議会事務局長：要綱は本会議と委員会の録画について規定しているが、委員会放映については正式に運用されていない。要綱の施行日にも関係する。

須藤委員長：9月定例会の委員会も録画した。

梅村議長：9月定例会委員会で録画したものがホームページに載せられる程度のものであるかどうか。12月からは載せたいなど考えている。

大野副委員長：施行日も12月定例会に合わせたもので良いのでは。

柘谷委員：委員会での委員の席は途中で変えるのか。

議会事務局統括主査：9月定例会は請願審議があった。委員会審査における請願審査は録画していない。

梅村議長：12月定例会以降は、第7条第3項で整理していきたい。あと施行日を決めないといけませんが。

議会事務局長：一定のルールが決まってこないと施行日を入れるのは難しいかと考える。12月議会、3月議会と録画を行ってみて出来ると判断した上で、令和3年4月1日施行でも良いかなと考える。

梅村議長：すると委員会録画は配信できないということか。

議会事務局長：編集できないというところで、いざ撮ってみたらインターネット上にあげるには不十分であった場合、今定例会の財務常任委員会を録画してみたが款ごとの休憩で区切るというところで休憩と休憩の間が短く小さなファイルがいくつも出来上がってしまうなど課題があるように考えられる。事務作業的な話で申し訳ない。

大野副委員長：先程予算の際にも話したが、犬山市議会が委員会放映について外部委託していると聞いている。外部委託について、他市議会に聞いてみて予算が必要なら考えなくてはならないのでは。

議会事務局長：大前提として予算をかけずに委員会の録画配信を行っていきうというものがあると考える。

梅村議長：コロナ禍で傍聴を自粛している市民のためということもあり、可能な限り早く委員会を見てもらいたいというのがある。12月から配信できるのが理想であるが、結果的に4月以降になってしまう場合はやむ無しとも取れるが、12月を目指してもらいたい。

議会事務局長：出来れば編集ソフトが必要と考える。もしかしたら今ある機材のみで編集を出来るかもしれないことを確認中である。

梅村議長：施行日は確実に配信できるとわかってから決定して

大野副委員長：今後の議運で施行日は決定して、元々要綱作成を目指したのは、本会議の録画配信も何もない中運用していたことが気になって始まったところである。

梶谷委員：事務局も問題提起されているので、そこをクリアしてからとも思うが。

梅村議長：事務局の様子を見ながら12月開始の施行日を入れられたら入れていきたい。

議会事務局長：録画するに当たって委員長の取り回しが重要になる。個々のマイクのスイッチ入り切りが大切になる。ここを守っていただかないと音声として残ってしまっている。その点もしっかり決めていただきたい。

鬼頭副議長：委員長のマイクスイッチが常に入っているので、切り忘れが考えられる。

大野副委員長：休憩中は、マイクスイッチを切っている。

議会事務局長：委員会が始まってしまうと突然の休憩が長いものなのか短い

ものなのかも判断つかない。

大野副委員長：事務局で編集ソフトが必要なら予算にも入れないといけないし、早急に決めないといけない。

須藤委員長：事務局長は熟考した上での施行と考え、次年度4月もやむなしということである。

梅村議長：しっかりしたものを作っていかないと4月も間に合わなくなってしまう。

大野副委員長：委員会の録画を止めるべきところをしっかりとできれば良いかと考える。

井上委員：確かに急に休憩となつてすぐに再開することもある。

梅村議長：それか不要な音が入っていたとしても覚悟を決めて流しっぱなしにするか。

大野副委員長：犬山市議会は様々な課題を整理して委託に踏み切ったものと考える。

梅村議長：お金をかけずというのが始まりである。これを追求していかないと。

鬼頭副議長：事務局の作業負担が増えただけではいけないと思う。

梅村議長：議員個々が意識して、休憩時には確実にマイクをオフにするだけで事務局の負担が軽くなるのである。

大野副委員長：請願審査は難しい。

梅村議長：最初のうち、請願の録画配信はやめましょうか。

鬼頭副議長：各委員長が取り回しを適切に行うことを確認しあうということではないか。

須藤委員長：この件は、結論を出さずに継続案件としてよろしいか。

各委員：異議なし。

(6) サポーターの声の回答づくりについて

梅村議長：資料に基づき説明

「市議会サポーターの声」回答は別添のとおりを決した。

「市議会サポーターの声」再質問の再回答は10月20日までに事務局へ意見をいただくこととした。

(7) その他

特になし。

11 その他

特になし。